

独立行政法人大学評価・学位授与機構評議員会（第32回）議事要旨

- 1 日 時 平成26年6月27日（火） 15:30～17:30
- 2 場 所 学術総合センター 1112 会議室
- 3 出席者 阿保、有信、浦野、大野、北川、黒田、小出、高祖、佐々木、羽入、マルクス、
本間の各評議員
(及川、木苗、小畑、清家、納谷、平野、松本の各評議員は委任状提出)
野上機構長、岡本理事、山田理事、島田監事、館監事、武市研究開発部長、
土屋評価研究主幹、吉川学位審査研究主幹、小新管理部長、鎌塚評価事業部長
ほか機構関係者
- 4 会長及び副会長の選出
評議員会規則第3条第2項に基づく互選の結果、会長に佐々木毅評議員が、副会長に小出忠孝
評議員が選出された。
- 5 評議員会（第31回）議事要旨について
平成26年3月に開催された評議員会（第31回）議事要旨（案）が確認され、確定版として
了承された。

6 議 事

《審議事項》

(1) 大学ポートレートに係る規則等の制定及び関連規則の一部改正について

平成26年2月27日に開催された大学ポートレート（仮称）準備委員会（第5回）において
了承された「大学ポートレート（仮称）構築のための論点整理（その2）」の管理運営に係る体
制を整備するため、「大学ポートレート運営会議」、「大学ポートレートセンター」を設置する
ことに伴い、大学ポートレート運営会議規則の制定及び組織運営規則をはじめとする機構内諸規
則の改正について審議が行われ、原案どおり承認された。なお、今後修正の必要が生じた場合は、
機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

(○：評議員 ●：事務局 以下同じ)

- 「大学ポートレート運営会議」や「大学ポートレートセンター」の内容等についてはこれで
良いと思うが、これらとは別に、大学ポートレートを実際使用するユーザー側の意見を聞き、
反映させる場を設ける必要がある。
- ご指摘の点は重要な事であり、「大学ポートレート運営会議規則（案）」の第6条に記された
「意見等の聴取」とはまさにそのことを規定したものと捉えている。具体的にどのように意見
を聞き、活かしていくかということは、大学ポートレート運営会議で審議すべき所掌事項であ
るので、規則上はこのように定めていただきたいと思います。

(2) 認証評価手数料規則等の改正について

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8 % になったことに伴い、認証評価手数料についてもその相当分を付加するため、認証評価手数料規則、選択評価手数料規則及び追評価手数料規則において定められた金額を改正したい旨説明があり、原案どおり承認された。なお、平成 26 年度の認証評価実施分については、昨年度中に意向確認を行い申請を受け付けていることから、現行の手数料に据え置くこととしており、他の認証評価機関も同様の取り扱いである旨、附言があった。なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

(3) 名誉教授の称号の授与について

名誉教授候補者 4 名の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

(4) 平成 25 事業年度業務実績報告書及び第 2 期業務実績報告書について

独立行政法人通則法第 32 条第 1 項、同法第 34 条第 1 項の規定により文部科学省独立行政法人評価委員会の業務実績評価を受けることとされている平成 25 事業年度業務実績報告書及び第 2 期中期目標期間業務実績報告書について審議が行われ、原案どおり承認された。なお、今後文部科学省との調整等により修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

- 全体として経費は 6 % 減となった一方で、特に事務系職員の人員は増加している。この経費削減は直接経費についてなのか、人件費を含む総経費についてのことなのか。
- 内容としては、一般管理費全体の人件費を含んだものである。
- 認証評価に係る業務については、縮小していくよう指示されているところかと思うが、このような表現で良いのか。必要なことはやるべきだと主張せず、淡々とした書きぶりでは、現在機構が主張していることと矛盾を感じるので、留意いただきたい。
- 平成 25 年度は第 2 期中期目標期間の最終年度になるが、第 2 期中期目標期間ではご指摘のとおり機構における認証評価を縮小する方向にあったので、このような淡々とした書きぶりとなっている。第 3 期では認証評価における先導的役割を果たすよう指示されているので、やるべきところをきちんとやりたいと考えている。
- 大学ポートレートへの情報の入力自体は各大学にて行うのか。作業分担がきちんと分けられているのか気になる。また、「国内外に発信」とあるが、英文のイメージが出ていない。この点はどうなっているのか。
- 大学ポートレートの作業分担については、これから各大学の実務担当者向け説明会の開催を検討している。その中で、入力方法、トラブル対応方法等について説明をし、実際に作業してもらった後、公表を迎えたい。国際発信については非常に重要な事柄ではあるが、まず当面は国内中心に取組を行い、次の段階として、大学ポートレート運営会議等の中で議論をし、国際化に向けて必要に応じた取組に着手していくことになると考えている。
- 大学ポートレートに特化したことではないが、機構ではインフォメーション・パッケージや「キャンパス・アジア」モニタリング結果（日本語版・英語版）を作成するなど、日本の高等教育の質保証に関する海外発信を行っている。

- グローバル化が強調されている中で、大学ポートレートの英語化は非常に重要な役割を果たすと思うので、ぜひ検討いただきたい。
- 教員の特定有期雇用制度を導入したとのことであるが、任期の期間、年俸制かどうか、裁量労働制かどうかという点について、内容を簡単に教えていただきたい。
- 任期は1年単位であるが、必要に応じて5年まで雇用更新ができ、複数年度契約も可とされている。ただし、年齢的には70歳までとなっている。勤務形態としては専門業務型裁量労働制であり、報酬は年俸制をとっている。
- 大学ポートレートはいよいよ本格的に動き始めることになるが、私立を担当する日本私立学校振興・共済事業団と国公立を担当する機構の役割分担を明確にし、大学に対して双方から重複して作業依頼をするようなことがないようにしていただきたい。
- 今のところ機構から私立大学に作業依頼を出すようなことはしていないが、今後も留意する。

(5) 平成 25 事業年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第 38 条第 1 項の規定により、文部科学大臣へ提出し承認を受けることとされている平成 25 事業年度財務諸表等について審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

- 損益計算書について、単純計算で剰余金が 1 億円余りあるが、これはどのように扱うのか。
- 第 2 期中期目標期間の最終年度ということもあり、全額を国庫に納付する仕組みになっている。なお、剰余金の内容であるが、主には退職手当と平成 23 年度に廃止となった大学情報データベースの執行残となっており、他に使い道がないため、返納するしかない。
- 目的積立金にはできないということか。
- 現状の仕組みではできない。

(6) 業務方法書の一部改正について

政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）においてサービスの適用範囲の拡大等の改正を行うため、平成 24 年 3 月に「政府調達に関する協定を改定する議定書」が採択され、同議定書の規定により、平成 26 年 4 月 16 日より効力が生じることとなった。このことに伴い、同協定を引用している独立行政法人大学評価・学位授与機構業務方法書の一部改正について説明があり、原案どおり承認された。なお、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

《報告事項》

(1) 第 3 期中期計画について

平成 26 年 3 月 27 日に開催された評議員会（第 31 回）の時点で案として審議された第 3 期中期計画及び平成 26 事業年度計画について、中期計画は評議員会（第 31 回）での審議内容から変更なく認可され、年度計画は一部保留となっていた事項について文部科学省との調整後、確定した旨報告があった。

(2) 機構憲章について

独立行政法人の評価や法人統合、独立行政法人改革における議論、一昨年度の外部検証等を踏まえ、第3期中期目標期間の初年度である本年度に、機構の使命・役割、運営の基本方針を明らかにするとともに、構成員全員の行動指針とするため、「機構憲章」を制定することとなった旨報告があった。なお、この憲章は機構内でのパブリックコメントを経た上で企画調整会議で決定され、今後文部科学省に報告した後、機構の創立記念日である7月1日付で制定予定である旨附言があった。主な意見は以下のとおり。

- 非常に良く書かれており、特に、「機構の使命・役割」の「1. 国際通用性の高い評価の実施」と、「機構の運営方針」の「3. 中立性・公正性・透明性の確保」については大変重要なポイントだと思う。教育は様々な政治権力から独立していなければならないが、国際的観点からすれば、政府からの資金で機構が質保証を行う意味を問われてしまう。その点で、機構憲章で公正性や中立性について明記したことは意義深い。また、質保証をなぜ行うのかという観点をもう少し明確にすべきで、質保証は、諸外国と標準を合わせるという意味と同時に、先進国での質保証のかなりの部分が専門的資格と密接にリンクしたものだということを認識しつつ進めていただきたい。
- 日本に評価文化を広げ、定着させるという使命もあると思う。制度的に進めるだけでなく、「評価」が日本に馴染むようにという意味でも先導的役割を果たすということが盛り込まれていると良いのではないかと。また、国際通用性とあるが、機構憲章を英語で発信する予定はあるのか。
- 機構憲章は英語化して世界に発信していきたいと考えている。具体的には、「機構概要」の日本語版、英語版の双方に掲載する予定である。
- 「2. 多様な学習成果に基づく学位取得の機会の提供」とあるが、「学修」ではなく「学習」とした背景は何か。
- 機構内でも議論をしたが、独立行政法人大学評価・学位授与機構法に定められた設置目的において「学習」の語が使用されているためである。
- 憲章という文書の性格としては、会議を含め機構内部で議論し、決定して良いものであるという理解でよろしいか。そんなことがあってはならないと思うが、独立行政法人が勝手に作成してはならないということはないか。
- 独立行政法人だから策定してはならないということは全くないと考えている。
- それならば大変結構なことである。固い決意をもって憲章を作成しているということで、今後もより良いものとしていくべく、評議員会の場をはじめとして様々なご提案をいただきながら策定していけば良いと思う。
- 我々機構の構成員が業務を遂行するとき、日々の業務の指針として位置づけたいと考えている。
- もし今後内容に変更が生じたら、報告をしていただきたい。

(3) 各種委員会委員等の会長一任による追加発令について

大学機関別認証評価委員会委員 12 名、高等専門学校機関別認証評価委員会委員 1 名、法科

大学院認証評価委員会委員2名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、了承された。

また、これまでと同様、委員会委員に急遽、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

(4) 評価事業及び質保証連携事業について

評価事業及び質保証連携事業について報告があった。

(5) 学位授与事業について

学位授与事業について報告があった。

6 その他

本年3月に出版された、機構の川口顧問が代表執筆者を務める刊行物「大学評価シリーズ」の第6巻目『大学評価文化の定着—日本の大学は世界で通用するか?』について紹介された。

また、次回の評議員会は、案件に応じて別途調整することとし、詳細については、後日事務局より連絡することとされた。

以上